

第3次小矢部市男女共同参画プラン

一人ひとりが輝く豊かなまち おやべ

計画策定の趣旨

小矢部市では、2003年（平成15年）に市の第1次計画となる「小矢部市男女共同参画プラン」を、2013年（平成25年）には「小矢部市男女共同参画推進プラン（第2次）」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けて取り組んできました。

この結果、市民の男女共同参画社会への理解は深まり、女性の就業者の割合が高く推移している一方で、男女の固定的な役割分担意識は根強く残り、配偶者やパートナーからの暴力に関する相談件数も増加傾向にあるなど、未だ多くの課題が残っています。

こうした課題や急速に進行している少子高齢化等の社会情勢の変化に対応していくため、男女を問わず、すべての人がその個性と能力を十分に発揮し、喜びも責任もともに分かち合う男女共同参画社会を実現することは、私たち一人ひとりが、いきいきと暮らしていくためにも、活力ある小矢部市を築いていくためにも必要不可欠です。

このようなことから、現在の社会情勢等を反映し、2次プランにおける成果や問題点を踏まえて本市の男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくため、「第3次小矢部市男女共同参画推進プラン」を策定するものです。

計画の期間

この計画は、2023年度（令和5年度）から2032年度（令和14年度）までの10ヶ年を計画期間としています。実施計画については、取組の主体等を示すとともに、2027年度（令和9年度）までを前期とする「成果目標」を示します。なお、計画の推進状況や社会情勢の変化等に応じて、適宜見直しを行います。

	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	(年度)
	(令和5)	(令和6)	(令和7)	(令和8)	(令和9)	(令和10)	(令和11)	(令和12)	(令和13)	(令和14)	
基本計画	3次プラン										
実施計画	前期実施計画					後期実施計画					

計画の位置付け

- 本プランは、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく計画であり、国の「男女共同参画基本計画」、県の「富山県民男女共同参画計画」の趣旨を十分に踏まえます。
- 本プランは「小矢部市総合計画」及び本市のさまざまな計画に掲げられている関連政策を、男女共同参画の視点から再構成するものであり、その整合性に配慮するとともに、その取組の充実を図るものです。

特に重要な視点

本プランの推進にあたり、特に重要な5つの視点を掲げ取組みます。

- 視点1** 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進と働き方・暮らし方の見直し
- 視点2** あらゆる分野における女性の参画拡大
- 視点3** 配偶者等からの暴力の根絶
- 視点4** 男性、子どもにとっての男女共同参画の推進
- 視点5** 地域における男女共同参画の推進

小矢部市男女共同参画都市宣言

私たちは
女(ひと)と男(ひと)が
「自分らしさ」や「その人らしさ」を大切にして
家庭・地域・職場・学校などのあらゆる場で輝き
互いに尊重し ともに歩む
「笑顔と活気あふれるまち おやべ」をめざし
ここに「男女共同参画都市」を宣言します

- 一、私たちはだれもが個性と能力を発揮できるまちをつくります
- 一、私たちは家庭生活と社会生活を両立できるまちをつくります
- 一、私たちは男女とも対等の立場で参画できるまちをつくります
- 一、私たちは子どもたちが明るく健やかに育つまちをつくります

計画の体系

基本理念

一人ひとりが輝く豊かなまち
おやべ

基本目標

I 自分らしさを尊重する意識・風土づくり
(ジェンダー平等意識の確立)

ともに見直す

II 政策・方針決定の場への男女共同参画の
推進(一人ひとりがともに進めるまち
づくり)

ともに進める

III 一人ひとりの自立を促す環境づくり
(社会活動等への男女共同参画の推進)

ともにつくる

IV 人権を擁護するしくみづくり
(一人ひとりの心とからだの尊重)

ともに守る

V プランの推進

ともに拡げる

重点課題

(1) 制度や社会慣習、しきたりの見直し、
意識改革

(2) 男女共同参画意識の浸透とジェンダー
平等の教育・学習の充実

(3) 意識改革への市民参画の推進

(1) 政策・方針決定過程の場への
男女共同参画の推進

(2) 女性の人材育成

(1) 家庭での男女共同参画の推進

(2) 職場・仕事での男女共同参画の推進

(3) 地域での男女共同参画の推進

(4) 国際社会における理解と協調

(1) 一人ひとりの人権尊重

(2) 配偶者等からのあらゆる暴力の根絶

(3) 生涯にわたる健康づくりへの支援

(1) 推進体制づくり

(2) 男女共同参画推進のための
拠点機能の確立

(3) プランの周知及び調査・研究

女性活躍推進法に基づく推進計画

DV防止法に基づく基本計画

施策の方向

主な具体的施策

- ① 固定的な性別役割分担意識・慣行の見直し
- ② 男性にとっての男女共同参画の推進

- ★コンクール形式による啓発
- ★男性向け家事・育児・介護等能力向上に向けた講座等の開催

- ① 子どもの頃からの男女共同参画の推進
- ② あらゆる分野における男女共同参画意識の啓発

- ★小中学生などの青少年向け啓発冊子等の配付
- ★性別役割分担にとられない意識の醸成
- ★男女共同参画（子育て、介護、女性の登用など）優良事業所の紹介や表彰

- ① 市民参画のしくみづくり

- ★小矢部市男女共同参画推進員制度の拡充

- ① 審議会等への女性の参画促進
- ② 女性管理職の登用促進
- ③ 政策・方針決定過程での男女共同参画の拡大

- ★審議会等の女性委員の割合拡大
- ★女性の活躍推進に向けた制度の周知・啓発
- ★地域活動組織や各種団体等の女性役員の割合拡大
- ★防災分野における女性参画の拡大

- ① 女性の人材育成の推進
- ② 女性を中心とするグループの活動支援及びネットワークの充実

- ★女性消防団員の加入促進や女性防災士の育成
- ★女性団体への活動支援

- ① 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）
- ② 共同による家事・育児・介護の促進
- ③ 職場と家庭の両立支援体制の充実
- ④ 子育て支援・介護支援の充実

- ★仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の啓発と両立支援取組の推進
- ★一般事業主行動計画の策定の推進
- ★「おやバイクボス宣言事業所」登録推進による職場風土の改革
- ★幼保連携型認定こども園の整備

- ① 雇用・労働条件のジェンダー平等の確保
- ② 農林業や商工自営業における女性の参画促進
- ③ 女性の起業支援

- ★事業所向けのアンケートの実施
- ★農林水産団体及び商工団体の女性参画の促進
- ★女性の起業を志す人への支援

- ① 地域活動、ボランティア・NPO活動の推進
- ② 高齢者が安心して暮らせる環境づくり
- ③ 性的少数者、障がい者、ひとり親家庭、外国人等の自立支援

- ★ボランティア活動の促進
- ★結婚活動への支援
- ★地域包括支援センター・在宅介護支援センターの充実
- ★ひとり親家庭の自立促進

- ① 国際交流・国際理解の推進
- ② 地域における在住外国人との共生

- ★国際社会における男女共同参画の理解の推進
- ★市内在住外国人との交流機会の充実

- ① 人権を守る啓発活動の推進
- ② セクシュアル・ハラスメントの防止
- ③ 男女共同参画の視点に配慮した表現の推進

- ★人権教育・啓発推進事業の推進
- ★性的少数者への偏見の解消
- ★職場におけるセクシュアル・ハラスメント防止の取組と従業員への周知

- ① 配偶者等からの暴力を許さない意識づくり
- ② 相談窓口の周知と自立や心のケア等の支援体制の充実
- ③ 関係機関との連携と支援に関わる人材育成の推進

- ★配偶者等からの暴力防止などに関する意識啓発
- ★広報誌やホームページを利用した相談窓口の周知
- ★関係機関との連携による早期発見・通報体制の整備
- ★支援に関わる人材育成の推進

- ① 性の尊重に関する啓発の促進
- ② 妊娠・出産に関わる保健医療体制の充実
- ③ 心とからだの健康づくりの推進

- ★思春期の性、安全な妊娠、性感染症の防止、避妊、更年期の対応、性教育等についての情報提供と啓発の実施
- ★不妊症・不育症に関する専門相談及び治療助成の充実

- ① 市民と協働による男女共同参画の推進
- ② 男女共同参画を推進するグループの活動支援
- ③ 庁内推進体制の整備

- ★国・県・関係機関との連携
- ★男女共同参画都市宣言の市民への浸透
- ★庁内体制の充実

- ① ジェンダー平等を推進する活動拠点の確立

- ★男女共同参画推進の活動拠点の確立

- ① 男女共同参画に係わる諸問題の啓発、調査、研究
- ② プランの周知

- ★男女共同参画に関する市民意識の実態調査
- ★男女共同参画市民のつどいの開催

成果目標一覧

基本目標	重点課題	項目	現状 令和4年度	前期目標 令和9年度	担当課
I 意識・風土づくりを尊重する	(1) 制度や社会慣習、しきたりの見直し、意識改革	社会通念・慣習の分野で平等と感じる割合	13.2%	20.0%	定住支援課
		育児・介護・家事講座等の男性参加者数	56人(R3)	150人	定住支援課 健康福祉課 文化スポーツ課
	(2) 男女共同参画意識の浸透とジェンダー平等の教育・学習の充実	家庭生活で平等と感じている割合	24.7%	40.0%	定住支援課
		職場で平等と感じている割合	19.3%	30.0%	定住支援課
		学校教育の場で平等と感じている割合	54.6%	60.0%	定住支援課
		おやベイクボス宣言事業所登録数(累積)	72事業所	100事業所	定住支援課
	(3) 意識改革への市民参画の推進	市男女共同参画推進員数	38人	40人	定住支援課
		おやべ型1%まちづくり事業件数	61件	90件	定住支援課
		市民教養講座登録者数	32人	40人	文化スポーツ課
	II 共同政策への男女共同参画の推進	(1) 政策・方針決定過程の場への男女共同参画の推進	審議会等における女性委員の割合	23.9%(R3)	40.0%
女性委員がいない審議会等の数			3(R3)	0	総務課
行政における女性管理職の登用率			28.8%	30.0%	総務課
(2) 女性の人材育成		人材リストの登録者数	0人	30人	定住支援課
		女性防災士の人数	12人	20人	総務課
III 一人ひとりの自立を促す環境づくり	(1) 家庭での男女共同参画の推進	ママパパ講座の年間受講者数	54人(R3)	140人	健康福祉課
		放課後児童クラブ受入率	100%(R3)	100%	こども課
		休日・一時保育の利用児童数(延べ)	733人(R3)	800人	こども課
		病児・病後児保育の利用児童数(延べ)	119人(R3)	200人	こども課
	(2) 職場・仕事での男女共同参画の推進	女性農業士の数	13人	20人	農林課
		商業インキュベータ女性独立者数	0件	1件	商工観光課
	(3) 地域での男女共同参画の推進	地域活動の場で平等と感じる割合	20.3%	30.0%	定住支援課
		シルバー人材センター会員登録数	333人(R3)	390人	健康福祉課
		ふれあいいきいきサロン開催回数(延べ)	503回(R3)	580回	健康福祉課
		ボランティアセンター登録ボランティア登録者数	2,138人(R3)	3,000人	社会福祉課
IV 人権を擁護する	(1) 一人ひとりの人権尊重	人権教育・啓発活動回数	11回(R3)	15回	生活環境課
		人権教育・啓発活動参加者数等	1,737人(R3)	2,000人	生活環境課
	(2) 配偶者等からのあらゆる暴力の根絶	DVIに関する市の相談窓口(家庭児童相談室等)の認知度	23.7%	40.0%	こども課
		がん検診受診者数(延べ)	9,785人(R3)	10,000人	健康福祉課
	(3) 生涯にわたる健康づくりへの支援	体育施設の利用者数(延べ)	156,595人(R3)	185,000人	文化スポーツ課
		総合型地域スポーツクラブ会員数	1,176人(R3)	1,900人	文化スポーツ課
V プランの推進	(3) プランの周知及び調査・研究	男女共同参画市民のつどい参加者数	160人(R2)	300人	定住支援課

第3次小矢部市男女共同参画プラン【概要版】

2023年(令和5年)3月

発行 小矢部市

編集 小矢部市企画政策部定住支援課

〒932-8611 富山県小矢部市本町1番1号

TEL (0766) 67-1760 (代) FAX (0766) 50-9177

URL <http://www.city.oyabe.toyama.jp/>

